令和3年度第2回畜産部会における意見

「令和4年度畜産物価格及び畜産をめぐる情勢に対する意見」については、酪農乳業の喫緊の課題及び最重要課題として、当面の需給緩和への対応(生乳廃棄を回避するための対応)、及び業界の自主対策としての脱脂粉乳等の過剰在庫処理対策に関する意見に加え、国際的な潮流も踏まえ、持続可能な酪農乳業の在り方に関する意見を提出しました。今回は、畜産物価格関連資料のご説明や提出済みの意見に対するご回答などをいただいたという前提で、2点、追加で意見を申し上げたいと思います。

1 2023 年度以降も見据えた総合的な乳製品過剰在庫処理対策の検討の必要性

1点目は、先に提出した意見でも申し上げた、酪農乳業にとって目下 最大の課題となっている乳製品過剰在庫処理対策に関する総括的な意 見です。

コロナ禍による乳製品需要の減退が長引く中、2020年以降、農水省による様々な在庫対策の実施に加え、生産者団体も自主的に補完対策を講じているにもかかわらず、乳製品の在庫は積み増しており、依然として極めて深刻な状況にあると認識しています。

こうした中、来年度においても、行政を含めた関係者の努力と理解・協力により、業界を挙げた脱脂粉乳等の過剰在庫処理対策が講じられる見込みとなったところです。しかしながら、事前に提出した意見の中でも申し上げたとおり、これは業界としてぎりぎりの合意(負担額)であり、行政による支援措置には大いに期待しているところですが、それを加えたとしても、過去最高水準にまで積み上がった過剰在庫の解消には程遠い状況が続くものと考えられます。

こうしたことから、生産者団体においては、来年度も引き続き本年度 並みの在庫対策を講じることを検討していると聞いています。また、乳 製品の過剰在庫については、最早、毎年変わる単年度の緊急対策や自主 対策のみで対処できるような水準ではなくなっているとも感じていま す。

こうした中、海外の主要国の例をみれば、乳製品の過剰在庫に対しては、酪農制度の一環として市場介入や調整保管などのセーフティーネットが措置されています。一方、わが国においては、カレントアクセスの運用を除けば、制度面では事実上、加工原料乳全体を対象とした総交付対象数量の運用に限定されるような実態にあり、このことが今回の

ような過剰在庫の解決を困難にしている一因とも考えられます。

こうした実態を踏まえ、年末年始等の処理不可能乳の発生を回避し、かつ、脱脂粉乳等の過剰在庫の処理に道筋をつけられるよう、昨年も申し上げたチーズ等の国産乳製品の需要拡大に資するような制度運用の改善やセーフティーネット措置を含め、総合的な過剰在庫処理対策の検討が必要になっているのではないか、と考えるところです。

2 小規模乳業への食品安全確保に係る指導強化のお願い

2点目は、小規模乳業の食品安全確保に関する意見です。

食品衛生法の改正により、本年6月より、すべての事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務付けられるなど、法制的に大幅な衛生管理の強化が行われました。しかし、残念ながら、本年、学校給食用牛乳を原因とする食中毒や異物混入事故などが発生しました。

日本乳業協会としても、食の安全を担保し、消費者の安心・信頼を確保することが、牛乳乳製品の需要拡大に向けた第一歩であることを再認識しているところであり、中小事業者を主な対象とする衛生講習会等を通じて、全国の事業者の衛生管理の底上げに努めて参る所存です。

しかしながら、学校給食用牛乳のウエイトが高い地方のごく小規模の事業者においては、従業員数が極めて少ないこと等から、当協会の開催する各種講習会に従業員を派遣する余裕すらないなど、極めて脆弱な経営環境下におかれています。

さらに、昨年 12 月、政府が定める「学校給食用牛乳供給対策要綱」が改定され、それまで供給事業者の要件として定められていた「総合衛生管理製造過程の承認等」が当該制度の廃止により、単に都道府県等による立入指導の実績のみになるなど、小規模乳業の衛生管理の低下が危惧されています。

このため、学校給食用牛乳供給事業者の衛生要件の厳格化を検討いただく一方で、こうした小規模事業者が十分に対応できるよう、都道府県の担当課などを通じた食品安全確保のための指導強化について、お願いできればと考える次第です。